

岩倉市国民健康保険一部負担金徴収猶予及び減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項及び一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金について（昭和34年3月30日保発第21号厚生省保険局長通知）に基づく一部負担金の徴収猶予及び減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重大な損害 被害を受けた資産の損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその資産の50%以上である場合をいう。
- (2) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (3) 基準生活費 生活保護法の規定による保護の要否判定に用いられる基準生活費をいう。
- (4) 世帯 同一の住所に居住し、生計を一にしているものをいう。ただし、出稼ぎ等で同一の住所に居住をしていない場合でも同一世帯と認定することが適当である場合は、これを含む。

(一部負担金の徴収猶予)

第3条 市長は、一部負担金の支払の義務を負う世帯主（以下「世帯主」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において、必要があると認められるときは、当該世帯主の申請により、6月以内の期間を限って、一部負担金の徴収を猶予することができるものとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(一部負担金の減免)

第4条 市長は、世帯主が前条各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において、必要があると認めるときは、当該世帯主の申請により、一部負担金の減免をすることができる。この場合において、減免を受けられる世帯は、入院療養を受ける被保険者の属する世帯であつて、かつ、当該世帯の世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の預貯金の額の合計額が基準生活費の3月分に相当する額以下の世帯に限る。

- 2 一部負担金の減免の期間は、1月単位の更新制とし、申請のあつた日の属する月から起算して3月以内とする。ただし、特別な理由があると市長が認めたときは、減免の期間を3月延長することができる。

(減免等に関する基準)

第5条 第3条の規定による一部負担金の徴収猶予（以下「徴収猶予」という。）及び前条の規定による一部負担金の減免（以下「減免」という。）の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該世帯の実収入月額が、基準生活費の120%を超え130%以下の世帯については、保険医療機関等に対する支払に代えて、市が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(2) 当該世帯の実収入月額が基準生活費の115.5%を超え120%以下の世帯については、一部負担金の2分の1を減額する。

(3) 当該世帯の実収入月額が基準生活費の115.5%以下の世帯については、一部負担金の全額を免除する。

(減免等の手続)

第6条 減免又は徴収猶予（以下「減免等」という。）の措置を受けようとする世帯主は、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書（岩倉市国民健康保険条例施行規則（昭和46年岩倉市規則第25号。以下「規則」という。）様式第10。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、第1号に掲げる書類については、徴収猶予の場合にのみ提出するものとする。

(1) 誓約書（様式第1）

(2) 家族構成・収入等申告書（様式第2）

(3) 第3条各号のいずれかに該当していることが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(決定のための調査等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、これを調査し、申請の理由が事実と相違ないことを確認するとともに、法第113条の規定により、世帯主に対し文書その他の物件の提出を命じ、又は質問をすることができる。

2 前項の調査において、世帯主が非協力的又は消極的であって、事実についての確認が得られないときは、申請を却下することができる。

(証明書等の交付)

第8条 市長は、前条第1項の調査により申請の理由が事実と相違ないことを確認したときは、当該世帯主に対する減免等の措置を採ることを決定し、当該

世帯主及び保険医療機関等に国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明（通知）書（規則様式第11。以下「証明書」という。）を交付するものとする。この場合において、減免等の措置を採ることを決定した期間の開始日が当該月の20日を過ぎている場合は、市長は、翌月分の証明書を併せて交付することができる。

- 2 市長は、前条第1項の調査により申請の理由に事実と相違があることを確認したとき、又は同条第2項の規定により申請を却下したときは、当該世帯主に対し、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予却下決定通知書（規則様式第12）により通知するものとする
- 3 減免等の措置を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

（減免された一部負担金の請求）

第9条 保険医療機関等は、減免の措置を受けた世帯主が支払う一部負担金について、法第44条第3項において準用する法第42条の2の規定により、その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額を被保険者に請求するものとする。

- 2 保険医療機関等は、市負担分については、証明書に記載の減免割合及び前項の規定により請求した一部負担金の額を診療報酬明細書の一部負担金額欄に記入して請求するものとする。この場合において、市負担分の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（一部負担金の減免等の取消し）

第10条 市長は、減免等の申請に際し、証明書の交付を受けた世帯主に偽りそ

の他不当の行為があったと認めるときは、当該世帯主に対する減免等を取り消し、その取消しまでの間に減免等により支払を免れた額を徴収するものとする。

2 市長は、資力の回復その他の事情の変化により証明書の交付を受けた世帯主に減免等の措置を採る必要がなくなつたと認めるときは、直ちにその減免等を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により減免等を取り消したときは、国民健康保険一部負担金減免徴収猶予の全部一部取消決定通知書（規則様式第13）により、速やかに当該減免等を取り消した世帯主に通知するとともに、証明書を返還させるものとする。この場合において、市長は、保険医療機関等に対し、その旨を通知するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

（岩倉市国民健康保険一部負担金減免又は徴収猶予の取扱要綱の廃止）

2 岩倉市国民健康保険一部負担金減免又は徴収猶予の取扱要綱（平成18年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。